

| | | | |
|--|------------------------|------|--|
| 不利益処分の内容 | 公益物件の除却、工事中止命令等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 共同溝の整備等に関する特別措置法第 19 条 | | |
| 担 当 課 | 道路課 | 処分権者 | |
| 設 定 日 | | | |
| 処分基準を設定しない理由 共同溝の占用実績がほとんどなく、処分基準を設定することが困難であるため、個々の案件ごとに判断する。 | | | |

| | | | |
|--------------------------------------|-------------------------------------|------|--|
| 不利益処分の内容 | 負担金の督促 | | |
| 根拠法令及び条項 | 共同溝の整備等に関する特別措置法第 25 条（道路法第 73 条準用） | | |
| 担 当 課 | 道路課 | 処分権者 | |
| 設 定 日 | | | |
| 処 分 基 準 道路法第 73 条の規定を準用する。 | | | |

都市5-3

| | | | |
|---|------------------|------|----|
| 不利益処分の内容 | 他の工作物管理者への工事施行命令 | | |
| 根拠法令及び条項 | 道路法第21条 | | |
| 担当課 | 道路課 | 処分権者 | 市長 |
| 設定日 | 平成6年10月1日 | | |
| <p>処 分 基 準</p> <p>他の工作物管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は維持させるほうが道路管理面からも、他の工作物の管理の上からもともに利益がある場合のように、客観的に判断して適当であると認められる場合</p> | | | |

都市5-4

| | | | |
|--|---------------|------|----|
| 不利益処分の内容 | 工事原因者への工事施行命令 | | |
| 根拠法令及び条項 | 道路法第22条第1項 | | |
| 担当課 | 道路課 | 処分権者 | 市長 |
| 設定日 | 平成6年10月1日 | | |
| <p>処 分 基 準</p> <p>1 工事原因者への工事施行命令又は維持命令（以下「工事施行命令等」という。）は、次の場合によるものとする。</p> <p>(1) 他の工事又は他の行為を行うために事前に必要を生じたときは、次の要件をすべて満たす場合とする。</p> <p>ア 必要が生じた原因が現に存在すること。</p> <p>イ その原因により生ずる結果が相当程度明白に予想されること。</p> <p>ウ 原因者が当該工事又は維持（以下「当該工事等」という。）を施行しても道路管理に支障がないこと。</p> <p>(2) 他の工事又は他の行為を行うために事後に必要を生じたときは、次の要件をすべて満たす場合とする。</p> <p>ア 道路の破損等が通常の用法を逸脱して使用し、又は道路管理者の指示した制限に反して使用した結果生じたものであること。</p> <p>イ 原因者が当該工事等を施行しても道路管理に支障がないこと。</p> <p>2 工事原因者の過失の有無は、原因者責任の発生要件ではない。</p> <p>3 処分の程度は、当該工事等の必要を生ぜしめた限度とする。ただし、当該工事等が技術的改良を伴わなければ施行できない場合は、改良部分を含めた工事施行命令等を出すことができるものとする。</p> | | | |

| | | | |
|--|-----------------|------|----|
| 不利益処分の内容 | 市道占用料の徴収 | | |
| 根拠法令及び条項 | 道路法 39 条第 1 項 | | |
| 担 当 課 | 道路課 | 処分権者 | 市長 |
| 設 定 日 | 平成 6 年 10 月 1 日 | | |
| 処 分 基 準 鳥取市道路占用料徴収条例により行う。 なお、同条例第 5 条第 6 号の規定による減免の基準は、次に掲げる通達による。 <ol style="list-style-type: none"> 1 占用料徴収事務の取扱いについて(平成 8 年 1 月 26 日付け建設省道政発第 3 号道路局路政課長通達) 2 電線類の地中化に伴う占用料の額の取扱いについて(平成 8 年 1 月 26 日付け建設省道政発第 4 号道路局長通達) | | | |

| | | | |
|--|-----------------|------|----|
| 不利益処分の内容 | 原状回復に代わる措置の指示 | | |
| 根拠法令及び条項 | 道路法第 40 条第 2 項 | | |
| 担 当 課 | 道路課 | 処分権者 | 市長 |
| 設 定 日 | 平成 6 年 10 月 1 日 | | |
| 処 分 基 準 <ol style="list-style-type: none"> 1 道路の構造保全、工事中の工事の危険防止等道路管理上の必要の範囲内で、状況を総合的に判断する。 2 指示の内容は、必ずしも原状回復義務と比較してこれと同程度以下のものに限定しない。 | | | |

都市 5 - 7

| | | | |
|---|------------------|------|-----|
| 不利益処分の内容 | 車両積載物の落下予防等の措置命令 | | |
| 根拠法令及び条項 | 道路法第 43 条の 2 | | |
| 担 当 課 | 道路課 | 処分権者 | 市 長 |
| 設 定 日 | 平成 6 年 10 月 1 日 | | |
| <p>処 分 基 準</p> <p>道路を通行している車両の積載物が落下するおそれがある場合において、当該積載物の落下により道路が損傷され、又は当該積載物により道路が汚損される等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合</p> | | | |

都市 5 - 8

| | | | |
|---|------------------|------|--|
| 不利益処分の内容 | 工作物管理者への危険防止措置命令 | | |
| 根拠法令及び条項 | 道路法第 44 条第 4 項 | | |
| 担 当 課 | 道路課 | 処分権者 | |
| 設 定 日 | | | |
| <p>処分基準を設定しない理由</p> <p>本市には現在、沿道区域の指定区域がなく、当面指定する予定もない。 したがって、本件処分は現時点ではあり得ないので、処分基準は設定しない。</p> | | | |

| | | | |
|---|-----------------|------|----|
| 不利益処分の内容 | 違反車両の通行中止等の措置命令 | | |
| 根拠法令及び条項 | 道路法第47条の4第1項 | | |
| 担当課 | 道路課 | 処分権者 | 市長 |
| 設定日 | 平成6年10月1日 | | |
| 処 分 基 準 次に掲げる区分に従い、当該特殊車両を違法に通行させている者に対し、措置命令を行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1 法第47条第2項の規定に違反して特殊車両を通行させている場合においては、次により、それぞれ必要な措置を講じることを命ずる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該特殊車両の構造の一部を取りはずし、又は積載貨物を分割することができるため、車両の幅、重量、高さ、長さ等の軽減等の措置を講ずることが可能である場合は、当該措置を講じさせる。 (2) 道路管理者の措置命令に従い、積載貨物を分割等した場合は、当該貨物を別の車両に積み替えさせる等の措置を講じさせる。 (3) 当該特殊車両の構造の一部を取りはずし、又は積載貨物の分割が不可能である場合は、法第47条の2第1項の通行の許可を得るまでの間、通行を中止させる。 2 法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている場合は、当該条件に適合した措置を講じることを命ずるほか、必要に応じて通行の中止等を命ずる。 3 法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている場合において、その違反の程度が軽微であり、1の措置を講ずる必要がないと認められる場合は、指導警告を行うものとする。 4 道路において法第47条第4項の規定による政令で定める基準を超える特殊車両を通行させている場合（車両制限令第12条の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている場合を含む。）においては、1、2又は3に準じた措置を講ずる。 | | | |

| | | | |
|--|---------------|------|----|
| 不利益処分の内容 | 道路に関する必要な措置命令 | | |
| 根拠法令及び条項 | 道路法第47条の4第2項 | | |
| 担当課 | 道路課 | 処分権者 | 市長 |
| 設定日 | 平成6年10月1日 | | |
| 処 分 基 準 路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対して、当該車両が法第47条第4項の規定による政令で定める基準に適合しないと認められる場合 | | | |

都市 5-11

| | | | |
|---|-----------------|------|--|
| 不利益処分の内容 | 道路保全立体区域内での措置命令 | | |
| 根拠法令及び条項 | 道路法第 48 条第 2 項 | | |
| 担 当 課 | 道路課 | 処分権者 | |
| 設 定 日 | | | |
| <p>処分基準を設定しない理由</p> <p>本市には現在、道路保全立体区域の指定区域がなく、処分基準を設定することが困難である。区域を指定した場合は、個々の案件ごとに判断する。</p> | | | |

都市 5-12

| | | | |
|---|-----------------|------|--|
| 不利益処分の内容 | 行為の中止、物件の除却等の命令 | | |
| 根拠法令及び条項 | 道路法第 48 条第 4 項 | | |
| 担 当 課 | 道路課 | 処分権者 | |
| 設 定 日 | | | |
| <p>処分基準を設定しない理由</p> <p>本市には現在、道路保全立体区域の指定区域がなく、審査基準及び標準処理期間を設定することが困難である。区域を指定した場合は、個々の案件ごとに判断する。</p> | | | |

| | | | |
|---|-----------------|------|--|
| 不利益処分の内容 | 違反行為の中止その他の措置命令 | | |
| 根拠法令及び条項 | 道路法第 48 条の 12 | | |
| 担 当 課 | 道路課 | 処分権者 | |
| 設 定 日 | | | |
| 処分基準を設定しない理由 本市には現在、市道である「自動車専用道路」がなく、当面建設する予定もない。 したがって、本件処分は現時点ではあり得ないので、処分基準は設定しない。 | | | |

| | | | |
|---|---------------|------|--|
| 不利益処分の内容 | 通行の中止その他の措置命令 | | |
| 根拠法令及び条項 | 道路法第 48 条の 16 | | |
| 担 当 課 | 道路課 | 処分権者 | |
| 設 定 日 | | | |
| 処分基準を設定しない理由 本市には現在、市道である「自動車専用道路」がなく、当面建設する予定もない。 したがって、本件処分は現時点ではあり得ないので、処分基準は設定しない。 | | | |

都市 5-15

| | | | |
|--|-----------------|------|-----|
| 不利益処分の内容 | 工事費用等の原因者への負担命令 | | |
| 根拠法令及び条項 | 道路法第 58 条第 1 項 | | |
| 担 当 課 | 道路課 | 処分権者 | 市 長 |
| 設 定 日 | 平成 6 年 10 月 1 日 | | |
| <p>処 分 基 準</p> <p>他の工事又は他の行為がなければ道路に関する工事又は道路の維持を施行する必要がなかったと認められるときに、その必要を生じた限度で負担させることとする。</p> | | | |

都市 5-16

| | | | |
|---|------------------|------|-----|
| 不利益処分の内容 | 附帯工事費用の原因者への負担命令 | | |
| 根拠法令及び条項 | 道路法第 59 条第 3 項 | | |
| 担 当 課 | 道路課 | 処分権者 | 市 長 |
| 設 定 日 | 平成 6 年 10 月 1 日 | | |
| <p>処 分 基 準</p> <p>他の工事又は他の行為がなければ道路に関する工事を施行する必要がなかったと認められるときに、その必要を生じた限度で負担させることとする。</p> | | | |

| | | | |
|--|-----------------|------|-----|
| 不利益処分の内容 | 工事費用の受益者への負担命令 | | |
| 根拠法令及び条項 | 道路法第 60 条 | | |
| 担 当 課 | 道路課 | 処分権者 | 市 長 |
| 設 定 日 | 平成 6 年 10 月 1 日 | | |
| 処 分 基 準 他の工作物の管理者が当該道路に関する工事により、現に利益を受けたと認められるときに、その受けた利益の限度で負担させることとする。 | | | |

| | | | |
|--|------------------------------|------|-----|
| 不利益処分の内容 | 許可の取消し等又は必要な措置命令（法令違反等がある場合） | | |
| 根拠法令及び条項 | 道路法第 71 条第 1 項 | | |
| 担 当 課 | 道路課 | 処分権者 | 市 長 |
| 設 定 日 | 平成 6 年 10 月 1 日 | | |
| 処 分 基 準 1 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している場合 2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に附した条件に違反している場合 3 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた場合 | | | |

都市 5-19

| | | | |
|--|------------------------------|------|-----|
| 不利益処分の内容 | 許可の取消し等又は必要な措置命令（法令違反等がない場合） | | |
| 根拠法令及び条項 | 道路法第 71 条第 2 項 | | |
| 担 当 課 | 道路課 | 処分権者 | 市 長 |
| 設 定 日 | 平成 6 年 10 月 1 日 | | |
| <p>処 分 基 準</p> <p>1 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>2 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合</p> <p>3 1、2に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p> | | | |

都市 5-20

| | | | |
|--|-----------------|------|-----|
| 不利益処分の内容 | 負担金等の督促 | | |
| 根拠法令及び条項 | 道路法第 73 条第 1 項 | | |
| 担 当 課 | 道路課 | 処分権者 | 市 長 |
| 設 定 日 | 平成 6 年 10 月 1 日 | | |
| <p>処 分 基 準</p> <p>この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによってした処分により納付すべき負担金、占用料等を納期限までに納付しない者がある場合</p> <p>なお、道路占用料については、鳥取市道路占用料徴収条例第 7 条の規定による。</p> | | | |

| | | | |
|--|-------------------------------|------|-----|
| 不利益処分の内容 | 道路予定区域の道路占用料の徴収 | | |
| 根拠法令及び条項 | 道路法第 91 条第 2 項（第 39 条第 1 項準用） | | |
| 担 当 課 | 道路課 | 処分権者 | 市 長 |
| 設 定 日 | 平成 6 年 10 月 1 日 | | |
| 処 分 基 準 法第 39 条第 1 項の「市道占用料の徴収」の処分基準を準用する。 | | | |

| | | | |
|---|-------------------------------|------|-----|
| 不利益処分の内容 | 道路予定区域の原状回復に代わる措置の指示 | | |
| 根拠法令及び条項 | 道路法第 91 条第 2 項（第 40 条第 2 項準用） | | |
| 担 当 課 | 道路課 | 処分権者 | 市 長 |
| 設 定 日 | 平成 6 年 10 月 1 日 | | |
| 処 分 基 準 法第 40 条第 2 項の「原状回復に代わる措置の指示」の処分基準を準用する。 | | | |

都市 5-23

| | | | |
|---|-------------------------------|------|--|
| 不利益処分の内容 | 道路予定区域の工作物管理者への危険防止措置命令 | | |
| 根拠法令及び条項 | 道路法第 91 条第 2 項（第 44 条第 4 項準用） | | |
| 担 当 課 | 道路課 | 処分権者 | |
| 設 定 日 | | | |
| <p>処分基準を設定しない理由</p> <p>本市には現在、沿道区域の指定区域がなく、当面指定する予定もない。 したがって、本件処分は現時点ではあり得ないので、処分基準は設定しない。</p> | | | |

都市 5-24

| | | | |
|---|-------------------------------|------|--|
| 不利益処分の内容 | 道路予定区域の道路保全立体区域内での措置命令 | | |
| 根拠法令及び条項 | 道路法第 91 条第 2 項（第 48 条第 2 項準用） | | |
| 担 当 課 | 道路課 | 処分権者 | |
| 設 定 日 | | | |
| <p>処分基準を設定しない理由</p> <p>本市には現在、道路保全立体区域の指定区域がなく、当面指定する予定もない。 したがって、本件処分は現時点ではあり得ないので、処分基準は設定しない。</p> | | | |

| | | | |
|--|-------------------------------|------|--|
| 不利益処分の内容 | 道路予定区域の行為の中止、物件の除却等の命令 | | |
| 根拠法令及び条項 | 道路法第 91 条第 2 項（第 48 条第 4 項準用） | | |
| 担 当 課 | 道路課 | 処分権者 | |
| 設 定 日 | | | |
| 処分基準を設定しない理由 本市には現在、道路保全立体区域の指定区域がなく、当面指定する予定もない。 したがって、本件処分は現時点ではあり得ないので、処分基準は設定しない。 | | | |

| | | | |
|--|-------------------------------------|------|----|
| 不利益処分の内容 | 道路予定区域の許可の取消し等又は必要な措置命令（法令違反等がある場合） | | |
| 根拠法令及び条項 | 道路法第 91 条第 2 項（第 71 条第 1 項準用） | | |
| 担 当 課 | 道路課 | 処分権者 | 市長 |
| 設 定 日 | 平成 6 年 10 月 1 日 | | |
| 処 分 基 準 法第 71 条第 1 項の「許可の取消し等又は必要な措置命令（法令違反等がある場合）」の処分基準を準用する。 | | | |

都市5-27

| | | | |
|--|-------------------------------------|------|----|
| 不利益処分の内容 | 道路予定区域の許可の取消し等又は必要な措置命令（法令違反等がない場合） | | |
| 根拠法令及び条項 | 道路法第91条第2項（第71条第2項準用） | | |
| 担当課 | 道路課 | 処分権者 | 市長 |
| 設定日 | 平成6年10月1日 | | |
| <p>処 分 基 準</p> <p>法第71条第2項の「許可の取消し等又は必要な措置命令（法令違反等がない場合）」の処分基準を準用する。</p> | | | |

都市5-28

| | | | |
|--|-----------------------|------|----|
| 不利益処分の内容 | 負担金等の督促 | | |
| 根拠法令及び条項 | 道路法第91条第2項（第73条第1項準用） | | |
| 担当課 | 道路課 | 処分権者 | 市長 |
| 設定日 | 平成6年10月1日 | | |
| <p>処 分 基 準</p> <p>第73条第1項の「負担金等の督促」の処分基準を準用する。</p> | | | |